

日本学術会議会長殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が、科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の通り課題別委員会の設置を提案します。

記

1. **提案者** 金澤一郎（会長）
2. **委員会名** 医師の専門職自律検討委員会
3. **設置期間** 平成 22 年 10 月 14 日（幹事会承認日）から平成 23 年 9 月 30 日

4. 課題の内容

（1）課題の概要

医療に対して「量的保障」だけでなく「質的保障」が必要とされるのは、先進国共通の国民的要求であるが、日本においてはそのための医療の提供体制の整備が遅れており、多くの地域で病院医療が機能不全に陥るなど、問題は深刻化の一途を辿っている。

このような事態に対して日本学術会議は、平成 20 年 6 月に「要望 信頼に支えられた医療の実現－医療を崩壊させないために」を取りまとめ、医療者、政府、国民のそれぞれが行うべきことを明らかにするとともに、本年 4 月に公表した「日本の展望－学術からの提言 2010」においても、現状の改革が急務であることを訴えた。

しかし、日本の医療が危機に瀕していながら、必要な対策が講じられてこなかったこと背景には、すべての医師の声を集約し医療の質の向上のための建設的意見を発出できる組織がこの国には存在していないという、もう一つの問題がある。この問題について、前述の要望等では明示的に取り上げることをしなかったが、行政の役割が、現実には、所与の枠組みを前提として、多様な利害関係者の表層的な調整に留まることが多い状況に鑑みても、その本質的な重要性は明らかである。

現代の日本に相応しい医師の自律的な専門職能団体の在り方を明らかにし、それを実現するための具体的な方策を提案することが、本委員会が審議すべき課題である。

（2）審議の必要性和達成すべき結果

（1）で述べた課題に関して、本年 2 月に臨床医学委員会の下に設置された「医師の専門職自律に関する分科会」は、この 10 月に「全員加盟の医師専門職能団体の必要性について」と

題する提言案を取りまとめた。そこでは、①医療の倫理性の確保のための医師の自律的な懲戒権、②医師の生涯教育機能、③医療のあり方に関する提言機能、④医療に関する調査・情報収集機能を備えた、医師の全員加盟による新たな専門職能団体の設立の必要性が述べられている。

しかし、新たな専門職能団体に関しては、同団体と国家（行政機関）並びに国民との関係と、同団体と個々の医師との関係という主に2つの視点から、更に検討を掘り下げることが必要であり、また、法制度面での実現方策についても検討が必要である。医師の専門職自律に関する分科会は、まずは医師自身の立場からこの問題についての見解を速やかに取りまとめることを目的として、医師のみで委員を構成したが、こうした諸問題について検討を行うためには、課題別委員会を設置して、医師以外の様々な分野の専門家の参画を得ることが不可欠である。

このため、同分科会の提言案をも参照しつつ、多角的な検討を通して、現代の日本に相応しい医師の自律的な専門職能団体の在り方と、それを実現するための具体的な方策について、日本学術会議全体としての見解を取りまとめ、社会に対して明確なメッセージを発することが、本委員会の達成すべき結果である。

（３）日本学術会議が過去行った関連する報告等の有無

- ・ 対外報告 「医師の偏在問題の根底にあるもの — 提言：量から質の医療への転換による克服」（平成19年（2007年）6月21日、臨床医学委員会医療制度分科会）
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t39-2.pdf>
- ・ 提言 「臨床医学会の社会的責任—腎・泌尿・生殖医療分野の立場から」（平成20年（2008年）7月24日、臨床医学委員会腎・泌尿・生殖医療分科会）
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t60-1.pdf>
- ・ 要望 「信頼に支えられた医療の実現 — 医療を崩壊させないために—」（平成20年（2008年）6月26日、日本学術会議）
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-y3.pdf>
- ・ 日本の展望—学術からの提言2010（平成22年（2010年）4月5日、日本学術会議）
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-tsoukai.pdf>

（４）政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無

- ・ WMA Declaration of Madrid on Professional Autonomy and Self-Regulation
World Medical Association (WMA)
<http://www.wma.net/en/30publications/10policies/20archives/a21/index.html>
<http://www.med.or.jp/wma/madrid.html>

（５）各府省等からの審議要請の有無

無し。

5. 審議の進め方

（１）課題検討への主体的参加者

本件設置提案が了承された後に、会長から各部に対して委員の推薦を依頼する。

(2) 必要な専門分野及び構成委員数

すべての専門分野。

各部会員 2～3 名程度に加え連携会員並びに特任連携会員、計 20 名以内

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

日本の医療を取巻く深刻な問題状況に鑑み、平成 23 年 9 月の設置期限にかかわらず、できるだけ早期に報告書を取りまとめることを目指す。

6. その他課題に関する参考情報

国民の生命・健康に重大な責任を有する医師が自らを厳格に律するための団体・制度は、具体的な形態に違いはあっても、多くの先進諸国に共通して存在しているものである。各国の事例を参考にしつつ、俯瞰的な視点から現代日本社会の特質を踏まえて、我が国に相応しい在り方を検討する。